

公益財団法人 日本国際協力財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は公益財団法人日本国際協力財団（以下「本財団」という。英文名称 (The Japan International Cooperation Foundation)と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(理念)

第3条 本財団は、「喉の渇きの苦しさを 吾れ知る故に 人の欲する井戸を掘る」という創設者神内良一氏の言葉に宿る慈善の想いを海外の発展途上国に対する支援を通じて具現化し、広く国際社会に寄与・貢献することをその理念とする。

(目的)

第4条 本財団は、前条の理念に基づき、経済的に困窮している日系移民を含む発展途上国の地域住民を対象として、農業・農村開発、教育振興、医療・保健改善及び民生・福祉向上に資するための支援事業を実施すると共にそれらの自立的発展及び福祉の増進に寄与し、国際社会の相互理解を深めることを目的とする。

(事業)

第5条

本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 発展途上国を中心とする地域の困窮農民の農業技術向上、生活向上に対処するため、各種農業施設の整備及び生産、加工、流通に至る過程における技術の向上を目的とする事業
 - (2) 発展途上国を中心とする地域の困窮青少年の教育振興及び人材育成を目的とする事業
 - (3) 発展途上国を中心とする地域の医療・保健及び民生・福祉向上を目的とする事業
 - (4) 発展途上国を中心とする地域と日本との間の相互理解の増進に資する事業
 - (5) 日系移民及びその周辺コミュニティーへの支援事業
 - (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
2. 前項事業の実施にあたっては、本財団の単独、又は現地若しくは日本国内にある他の

組織との協働、又は、資金の助成により実施する形態をとる。

3. 第1項事業については、海外及び日本国内において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第7条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2. 基本財産は、第4条の目的事業を行うために、理事会で定めたものとする。
3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産については、評議員会において別に定めるところにより、本財団の目的を達成する為に善良な管理者の注意をもって、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合及び除外しようとする時には、あらかじめ理事会及び評議員会の議決を得なければならない。
3. 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、次条に定める資産運用管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第9条 本財団の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める資産運用管理規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2. 第1項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供し、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書））並びにこれらの付属明細書（以下計算書類等という）、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会の議決を得なければならない。

2. 前項の計算書類及び財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
3. 本財団は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
4. 第1項の書類のほか、監査報告、理事及び監事並びに評議員の名簿、理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項の書類（「運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」）に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

2. 本財団が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 本財団に評議員5名以上10名以内を置く。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさねばならない。
- (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族
- ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ. 当該評議員の使用人
- 二. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ. ハ又は二に掲げる者の配偶者
- ヘ. ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えない者であること。
- イ. 理事
- ロ. 使用人
- ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- 二. 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
- ①国の機関
- ②地方公共団体
- ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑦特殊法人又は認可法人
3. 評議員は、本財団の理事又は監事、使用人を兼ねることができない。
4. 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項を議決する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに關

する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条に定める定数に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員への報酬として、評議員会等開催の都度、出席した評議員に対し、会議日当を支払うことが出来る。その額は、各年度の全員の総額が500千円を越えない範囲内で支給することができる。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬・退職金並びに費用に関する規程により定める。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (3) 役員の報酬並びに費用の額の決定
 - (4) 定款の変更
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲り受け、残余財産の処分及び基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
3. 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2. 定時評議員会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2. 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3. 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第24条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議に対して特別の利害関係を有する評議員を除く、出席した評議員の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲り受け、残余財産の処分及び基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があつたものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その提案について、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び当該会議において選出された議事録署名人2名が記名押印の上、これを保存しなければならない。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員の設置)

第29条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

3. 代表理事以外の理事のうち、3名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第30条 理事及び監事は評議員会の決議によって選定する。

- 2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3. 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4. 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、専務理事は1名、常務理事は2名以内とする。
- 5. 監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事につ

いても、同様とする。

7. 他の同一の団体（公益法人は除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
8. 代表理事又は理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団の職務を執行する。
2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。
 3. 専務理事は、理事長を補佐し、本財団の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行（代表権を除く）に係る職務を代行する。
 4. 常務理事は、本財団の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その業務執行（代表権を除く）に係る職務を代行する。
 5. 理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
 6. 理事の業務分担等、権限については、理事会が別に定める規程に従う。

(監事の職務及び権限)

- 第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する
- (2) 本財団の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 評議員会、理事会に出席し、必要のあるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。
ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること

- (7) 理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(名譽会長)

- 第33条 本財団に名譽会長（1名）を置くことができる。
- 2. 名譽会長は、理事会において任期を定めたうえで選任する。
 - 3. 名譽会長は理事長からの諮問に対し参考意見を述べることができる。また、評議員会の決議により理事を兼任することもできる。詳細は、理事会が別に定める規定にしたがう。
 - 4. 名譽会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(任期)

- 第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4. 役員は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第35条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

- 第36条 役員の報酬は、評議員会の別に定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することが出来る。
- 2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬・退職金並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引
- (3) 本財団がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第38条 本財団は、役員の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。)第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度は、「法人法」第198条にて準用される第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第2節 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産（基本財産を含む）の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第38条の責任の免除

(種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第32条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事が理事会を招集する。

3. 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

5. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第47条 理事又は監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、記名押印のうえ、これを保存しなければならない。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条、第4条、第5条、第15条第1項及び第52条については変更することができない。

2. 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条及び4条、第5条並びに第15条第1項について変更することができる。

(合併等)

第50条 本財団は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の「法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(解散)

第51条 本財団は、基本財産の滅失による、本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第52条 本財団が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残余額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の議決により本財団と類似の事業を目的とする公益法人又は「認定法」第5条17号に掲げる法人、又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 本財団が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の議決により本財団と類似の事業を目的とする公益法人又は「認定法」第5条17号に掲げる法人、又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(株式又は出資に係る議決権の行使)

第54条 本財団が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第6章 事務局

(設置等)

第55条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には所要の職員を置く。
3. 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿

- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第7章 公告

(公告)

第57条 本財団の公告は、官報に掲載する方法による。

2. この法人の貸借対照表の公告は、第1項にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第8章 補則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

付 則

- 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 神内 良一 大野 功統 秋山 進 川北 文雄 木村 廉利
神内 博喜 川崎 隆史

監事 内野 正昭 長谷川 善一

4. この法人の最初の代表理事は、神内 良一、業務執行理事は秋山 進とする。

5. この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

神内 良子 井川 政臣 中田 真司 牧谷 昌幸 宮本 吉範
古河 和幸 佐々木 良昭